

一般社団法人クールジャパン協議会
定款

一般社団法人クールジャパン協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人クールジャパン協議会と称し、英文では、COOLJAPAN Associationと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂1丁目1番17号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本の良いものを、「COOL JAPAN」として認定することで国内の文化・産業の発展につなげるとともに、積極的な海外発信を行うことでインバウンド・海外展開等による外需拡大に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 日本が海外に誇るべき日本文化「クールジャパン」の協議及び認定
- 2 「クールジャパン (COOL JAPAN)」商標及びブランドの管理、ライセンスの供与
- 3 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」の国際戦略に対する国内および外国の研究者・企業家、研究組織・企業団体との連絡事務
- 4 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」の国際戦略に対する国内および外国の研究者・企業家、自治体、研究組織・企業団体が参画する国内外でのイベント企画、交流会、ツアー等の開催
- 5 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」の国際戦略に対する研究者と企業家の協力・協同による研究
- 6 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」の国際戦略に対する研究会および講習会の開催
- 7 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」の国際戦略に対する機関紙および関連図書、パンフレットなどの発行および普及
- 8 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」のインターネットを利用した情報提供サービス・コンテンツ配信
- 9 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」に関わる映画、映像、番組製作
- 10 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」による地域活性化のマーケティング、企画立案、コンサルティング
- 11 日本が海外に誇るべき様々な日本文化「クールジャパン」に関連する商品、キャラクター等の企画、開発及び販売
- 12 企業の経営・財務に関するコンサルティング事業

- 13 株式上場・株式公開に関するコンサルティング事業
- 14 資産運用、資産管理及び企業の経営・財務に関する教育、指導、情報提供サービスに関するコンサルティング事業
- 15 事業組合財産の運用及び管理に関するコンサルティング事業
- 16 企業の組織再編に関わるアドバイザリー業務に関するコンサルティング事業
- 17 企業の合併、営業譲渡、営業譲受に関するコンサルティング事業
- 18 企業の営業権の譲渡、営業用財産・有価証券・不動産の譲渡、企業に対する投資、事業提携及び合併に関する斡旋並びに仲介に関するコンサルティング事業
- 19 有価証券の取得及び保有並びに売買等の媒介、取次及び代理に関するコンサルティング事業
- 20 不動産の売買及び仲介、取得、分譲、賃貸、管理、企画相談に関するコンサルティング事業
- 21 不動産、不動産証券化商品、底地ファンド、債権、有価証券、金融資産に関する調査及び投資顧問業並びに投資事業に関するコンサルティング事業
- 22 生命保険の募集に関するコンサルティング事業
- 23 損害保険代理店に関するコンサルティング事業
- 24 保険に関するコンサルティング事業
- 25 建築物の設計及び監理に関するコンサルティング事業
- 26 建築工事業に関するコンサルティング事業
- 27 信託受益権の販売またはその代理もしくは媒介業に関するコンサルティング事業
- 28 会社、個人経営の帳簿の記帳及び決算に関する事務並びに経営経理に関する診断及び指導に関するコンサルティング事業
- 29 職業会計人（公認会計士、税理士）からの委託による会計事務処理に関するコンサルティング事業
- 30 企業会計研究、その指導並びに企業診断事業に関するコンサルティング事業
- 31 コンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託に関するコンサルティング事業
- 32 コンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、制作、販売及び賃貸に関するコンサルティング事業
- 33 コンピュータシステムの構築及び運用に関するコンサルティング事業
- 34 書籍、その他出版物の企画、制作、出版及び販売業、その他出版物への依頼原稿の著述並びに作成の仲介及び斡旋に関するコンサルティング事業
- 35 市場調査及び広告宣伝に関するコンサルティング事業
- 36 著作権及び著作隣接権の取得、管理並びに運用に関するコンサルティング事業
- 37 労働者派遣事業に関するコンサルティング事業
- 38 有料管理者紹介事業に関するコンサルティング事業
- 39 有料職業紹介事業に関するコンサルティング事業
- 40 証券仲介事業に関するコンサルティング事業
- 41 信託業法による信託契約の代理または媒介業に関するコンサルティング事業
- 42 販売、製造及び技術提携の仲介斡旋に関するコンサルティング事業
- 43 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 協議員

(種別)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同し入会した協議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とし、社員によって構成される当法人の最高意思決定機関である協議員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。また、協議員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会での決議を経て、協議員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 協議員は、協議員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(協議員の資格喪失)

第7条 協議員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 4 2年以上会費を滞納したとき。
- 5 協議員総会で除名処分の決議があったとき。

(協議員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 協議員がその資格を喪失したときは、当法人に対する協議員としての権利を失い、一般法人法上の社員としての地位を失う。

- 2 当法人は、協議員がその資格を喪失しても、既納の入会金は、これを返還しない。

(退社)

第9条 協議員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の協議員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は協議員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める協議員総会の特別決議によりその協議員を除名することができる。

(協議員名簿)

第11条 当法人は、協議員の氏名又は名称及び住所を記載した協議員名簿を作成する。

第3章 協議員総会

(協議員総会)

第12条 当法人の協議員総会は、定時協議員総会及び臨時協議員総会とし、定時協議員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時協議員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 協議員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 協議員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事会会長が招集する。

2 協議員総会の招集通知は、会日より5日前までに各協議員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 協議員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総協議員の議決権の過半数を有する協議員が出席し、出席協議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各協議員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 協議員総会の議長は、理事会会長がこれに当たる。理事会会長に事故があるときは、当該

協議員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 協議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、協議員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事会会長とする。

3 理事のうちから、1名を専務理事、1名を常務理事、3名以内を理事長、3名以内を副理事長、5名以内を名誉理事とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、協議員総会の決議によって協議員の中から選任する。ただし、必要があるときは、協議員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事会会長、専務理事、常務理事、理事長、副理事長、及び名誉理事は、理事会の決議によって理事の中から推挙し、協議員総会の決議によって決定する。

(理事の職務権限)

第21条 理事会会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は会長を補佐し、常務理事は当法人の業務を分担執行する。

3 理事長は広報活動を中心に業務を分担執行し、副理事長は理事長を補佐する。

4 名誉理事は、当法人の業務に対し助言する。

5 理事会会長、専務理事、常務理事及び理事長は、適宜自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時協議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時協議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、協議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総協議員の半数以上であって、総協議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、協議員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会での決議を経て、協議員総会の承認を得るものとする。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）又は監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

（構成）

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事会会長、専務理事、常務理事、理事長、副理事長及び名誉理事の選定及び解職の協議。
但し、各自の選定及び解職の決定は、協議議員総会の承認を得るものとする。

（招集）

第30条 理事会は、理事会会長が招集する。

- 2 理事会会長が欠けたとき又は理事会会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 寄付

(寄付の抛出)

第34条 当法人は、当法人の目的に賛同した第三者に対し、寄付を求めることができるものとする。

(寄付の募集)

第35条 寄付の金額、募集、払込み等の手続については、理事会での承認を経て、協議議員総会の決議で決定するものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から、12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時協議員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時協議員総会への報告に代えて、定時協議員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び協議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第7章 附則

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。